

令和3年度

埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

募集要項

埼玉県では、県内におけるインダストリアルツーリズム(産業観光)を促進するため、外国人旅行者等の工場見学や体験の受入の環境整備をする県内事業者等に対して補助を行います。

- 1 補助対象者 県内事業者、主に複数の県内事業者からなる団体
(埼玉県内に工場・体験施設等を有する者)
- 2 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- 3 上限額 事業者 50万円
主に複数の県内事業者からなる団体 200万円

募集期間

令和3年6月1日～

令和3年11月30日

※予算枠(200万円)に達しましたら受付を締め切ります

埼玉県産業労働部観光課

目 次

1	事業の目的	2
2	補助対象団体	2
3	対象事業	2
4	補助額及び補助率	2
5	補助対象経費	3
6	審査・選考方法	3
7	提出方法等	4
8	事業のスケジュール	5
9	申請に当たっての留意事項	5
10	補助金事業計画書	6,7
11	企業概要等	8,9
12	事業計画書(事業内容)	10,11
13	事業計画書(積算根拠)	12-15
14	別表 経費区分一覧表	16
15	関係書類保管チェックリスト	17
16	備品出納簿	18-19

1 事業の目的

県内におけるインダストリアルツーリズム(産業観光)を促進するため、外国人旅行者等の工場見学や体験の受入環境の整備をする県内事業者を支援します。

2 補助対象団体

- ・県内事業者(埼玉県内に工場・体験施設等を有する者)
- ・主に複数の県内事業者からなる団体

3 対象事業

補助金の対象となる事業は、外国人旅行者等の工場見学や体験の受入環境の整備をする事業で、次に掲げるものとします。

なお、国や県等から同種の補助金の交付を受ける場合には、この事業に係る補助金を申請できません。

- (1) 多言語化パンフレット、ホームページ等の広報物（有料配布のものを除く。）作成
- (2) 多言語音声ガイドの機器の導入・更新
- (3) 敷地内の案内板・展示解説等の多言語化
- (4) 多言語対応可能な職員及び案内ボランティアの育成
- (5) 多言語表示のデジタルサイネージの導入・改善
- (6) 通訳アプリの導入・改善
- (7) 見学や体験の際の通訳の配置
- (8) 無料公衆無線LANの導入・改善
- (9) その他、知事が特に必要と認める経費

ただし、(8) 無料公衆無線LANの導入・改善については、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

4 補助額及び補助率

補助対象経費	補助率	補助上限額
事業に要する経費	1/2	県内事業者 50万 主に複数の県内事業者からなる団体 200万円

【注】 予算の範囲内で補助するため、応募団体数等により補助できない場合があります。

5 補助対象経費

「3 対象事業」の実施に要する経費とします。ただし、補助金交付決定日から令和3年2月5日までに事業が完了し、かつ、支払いを完了するもので、県内事業者が負担した経費に限ります。

なお、以下の経費は対象としません。

- (1)本補助金の申請、報告等に係る郵送費等
- (2)事務所の運営費(光熱費等)
- (3)消費税及び地方消費税に相当する額
- (4)その他県が補助対象経費として不適当であると判断した経費

※1 事業計画書に、可能な限り事業に係る経費を計上してください。交付決定後に当初の申請で計上していない経費項目を支出した場合には、その項目については補助の対象になりませんのでご注意ください。

(例：見学や体験の際の通訳の配置など実施が未定のものは、見込みで記載してください)

※2 経費として計上したものについては、交付決定金額に関わらず全ての領収書を保管しておく必要があります。

6 審査・選考方法

原則として書類審査、選考を経て決定します。選定結果は全応募者あて通知します。選定された企業等は、その後、補助金交付に係る申請手続きを行っていただきます。

〈選定基準〉

- ① 補助目的の達成
補助目的を十分理解し、期間内に計画が完了する見込みがあるか。
- ② 事業の実現性・継続性
事業の着実な実施を勧める観点から、資金計画、運営方法など事業遂行能力が整っているか。
- ③ 期待できる効果
事業の実施により、県内におけるインダストリアルツーリズム(産業観光)の促進に寄与するか。

7 提出方法等

募集期間 6月1日(火)～11月30日(火)

上記の期間中に申請いただいたものから順次審査を行い、補助金の交付決定をします。
そのため予算額に達した時点で募集を終了させていただきます。**(先着順)**

提出書類 以下の書類について各一部提出をお願いします。

- (1) 令和3年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金事業計画書
- (2) 企業の概要<別紙1>
- (3) 事業計画書(事業内容)<別紙2>
- (4) 事業計画書(積算根拠)<別紙3>「別表：経費区分一覧表」を用いて作成してください。

※見積書、商品カタログなど根拠資料の提出もお願いします

- (5) 会社概要、パンフレット
 - (6) 直近の決算書
 - ◇法人の場合
 - ・貸借対照表及び損益計算書
 - ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
 - ◇個人事業主の場合
 - ・直近の確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書または所得税青色申告決算書)または開業届
 - * 収支内訳書がない場合は貸借対照表及び損益計算書を作成し提出
- ※ 主に複数の県内事業者からなる団体の場合は、(1),(6)については代表事業者の書類のみ、(2),(3),(4),(5)については全ての事業者の書類が必要になります。
- ※ (1)～(4)の様式等は埼玉県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0806/top-news/20210601.html>

提出方法 原則郵送(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、以下の宛先に郵送してください。)。なお、令和3年11月30日(火)消印有効です。

※郵送後、以下問い合わせ先(048-830-3953)に提出した旨のお電話をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、申請は原則郵送に限ります。やむを得ず直接持参する場合は、事前に観光課まで電話予約をお願いします。

※書類に不備がある場合は、応募を受理できません。

≪提出先及び問い合わせ先≫

埼玉県産業労働部観光課 インバウンド担当(インダストリアルツーリズム担当)

〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1第二庁舎一階(TEL:048-830-3953)

8 事業のスケジュール

月	事業者	県
6月1日～ 11月30日 まで受付	事業計画書提出	内示
6月1日 ～ 2月4日まで	内示後、補助金交付申請書提出 交付決定後から2月4日までの期間内で事業を実施し、 <u>支払いまで完了（補助事業委託先等から領収証などの交付）</u> するようにしてください。	補助金交付決定
事業完了後	事業完了後30日以内に実績報告書を提出	補助金額の確定
	補助金請求書の提出	補助金の精算・支払

※交付決定は、申請後その都度行います。

9 申請に当たっての留意事項

- (1) 補助金の交付の決定をした事業については、県のホームページに掲載します。
- (2) 提出された申請書等の書類は、原則として返却しません。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、申請者で負担してください。
- (4) 補助金の適正な交付を行うため必要がある場合は、申請内容の修正や条件を付ける場合があります。
- (5) 補助金による支出が適正に行われているかどうか判断するため、事業完了後に、事業に係る会計帳簿や領収書等の証拠書類を確認します。〈別紙4（参考様式）〉
- (6) 補助金は、事業完了後の実績報告書等の提出により確定、その後、精算払とします。
- (7) 必要に応じて現地確認をする場合があります。
- (8) 事業完了後の結果報告は、原則として持参の上内容を説明していただく予定です。
- (9) 補助金により購入した備品(一品の取得価額(消費税等を含む)が10万円以上のもの(送料を除く))については、必ず備品台帳〈別紙5（参考様式）備品出納簿〉を整備してください。

令和3年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金事業計画書

令和 年 月 日

埼玉県産業労働部長

申請者 所在地

事業者名

代表者

埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業「事業計画書」の提出について

令和3年度の標記事業について、下記のとおり「事業計画書」を提出します。

記

- 1 企業等の概要 別紙1のとおり
- 2 事業計画 別紙2、3のとおり

記入例

令和3年度埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業補助金事業計画書

令和3年6月10日

埼玉県産業労働部長

申請者 所在地 〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

事業者名 株式会社コバトン

代表者 代表取締役社長 コバトン

埼玉県インダストリアルツーリズム促進事業「事業計画書」の提出について

令和3年度の標記事業について、下記のとおり「事業計画書」を提出します。

記

- 1 企業等の概要 別紙1のとおり
- 2 事業計画 別紙2、3のとおり

別紙1

企業等の概要

1 申請者

(1) 連絡先

企業（団体）等名	
担当者	課（係）名：
	職位： 氏名：
連絡先	TEL： FAX：
	E-mail：

(2) 業 種 _____

(3) 業務内容

--

(4) 設立年月日 _____年 月

(5) 資本金（基本金） _____ 円

(6) 従業員数 計 _____ 人

2 補助金交付申請額 金 _____ 円

3 補助事業実施期間 令和 年 月 日()～

令和 年 月 日()まで

実施期間は補助金交付決定日～令和4年2月4日(金)までの期間内で計画をお願いします。補助金交付決定前の事業は補助対象になりませんのでご注意ください。

4 事業の実施に至った理由等

--

5 外国人旅行者等に提供するサービスの内容

--

6 年間来場者数（外国人観光客のみ）

整備前： 人	整備後の見込み： 人
---------------------	-------------------------

企業等の概要

1 申請者

(1) 連絡先

企業（団体）等名	株式会社 コバトン
担当者	課（係）名：総務課
	職位：係長 氏名：埼玉けやき
連絡先	T E L : 048-830-3955 F A X : 048-830-4819
	E-mail : ****

(2) 業 種 製造業

(3) 業務内容

米菓子製造、販売(4) 設立年月日 平成6年4月(5) 資本金（基本金） 30,000,000 円(6) 従業員数 計 25 人2 補助金交付申請額 金 500,000 円3 補助事業実施期間 令和3年6月20日(木)～
令和3年12月10日(金)まで

実施期間は補助金交付決定日～令和4年2月4日(金)までの期間内で計画をお願いします。補助金交付決定前の事業は補助対象になりませんのでご注意ください。

注：令和4年2月4日（金）までに補助事業に関する支払い（補助事業委託先等から領収証などの交付）まで完了するようにしてください。

4 事業の実施に至った理由等

<例>

- ・外国人観光客の受入体制を整備することなどで誘導を図り、地域活性化に貢献
- ・海外展開するにあたって、知名度・ブランド価値の向上

5 外国人旅行者等に提供するサービスの内容

<例>

- ・せんべい焼き体験及び製造現場の見学ツアー

6 年間来場者数（外国人観光客のみ）別紙4（参考様式）

整備前：30人

整備後の見込み：150人

関係書類の保管について

- 様式第1号 交付申請書一式 (控)
- 様式第2号 交付決定通知書
- 様式第3号 変更承認申請書 (控)
- 様式第4号 変更承認通知書
- 様式第5号 中止承認申請書 (控)
- 様式第6号 中止承認通知書
- 様式第7号 補助事業状況報告書 (控)
- 様式第8号 実績報告書 (控)
- 様式第9号 交付確定通知書
- 様式第10号 請求書 (控)
- 様式第11号 財産処分承認申請書 (控)

- 経理伝票類
 - 見積書
 - 請求書
 - 領収書・振込書・小切手控え等
- 補助対象物件
 - 備品出納簿<別紙5 (参考様式)>
 - 機械・工具類 (カタログ・仕様書・保証書・写真)

[] カッコがついているものは、ある場合のみ。

別紙5（参考様式）

埼玉県インダストリアルツーリズム促進補助金 備品出納簿

品名： _____

取得年月日	使用開始日	貸付開始年月日	返還年月日

備考欄：

別紙5（参考様式）

埼玉県インダストリアルツーリズム促進補助金 備品出納簿

品名： _____

←商品名を記入（分かる範囲で型式、規格等をご記入ください）

取得年月日	使用開始日	貸付開始年月日	返還年月日
↑購入日を記入ください	↑備品を使用開始した日を記入ください。	↑申請者以外に備品を貸し出した場合は、貸付年月日および返還年月日をご記入ください。	

備考欄：